

2026 年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

機構は、我が国の宇宙航空政策の主体かつ世界トップレベルの研究開発能力及び技術・知見を有する組織として、ロケット・人工衛星の開発・運用、有人宇宙開発、宇宙科学・探査、航空科学技術の各分野、宇宙航空産業の発展等を通じ、社会に対して積極的な企画・提案を行い、新たな価値を生み出すべく活動している。

(1) 調達の全体像に関する分析

機構における 2025 年度の契約状況は、表 1 のとおり契約件数 3,045 件、契約金額 2,569 億円である。このうち競争性のある契約は 1,604 件(52.7%)、1,020 億円(39.7%)、競争性のない随意契約は 1,441 件(47.3%)、1,549 億円(60.3%)となっている。

競争性のある契約は前年度比で件数、金額ともに減少し、競争性のない随意契約は、件数は減少したものの金額が増加した。各分析は以下のとおり（表 1）。

① 競争入札等について

2024 年度と比べ、件数、金額共に減少した（1,432 件→1,050 件、635 億円→510 億円）。契約件数総計に占める割合はほぼ横ばい、契約金額総計に占める割合は減少していることから、金額が大きい案件が随意契約で行われたことに伴う相対的な結果であると分析できる。

今後も引き続き競争入札を増やすことに注力する一方で、JAXA の研究開発業務の特性や事業所の地域性等により、随意契約にせざるを得ない案件が一定数あることを踏まえ、随意契約によるメリットを生かした業務の効率化、コストダウンを図ることに注力する必要がある。

② 企画競争・公募について（本項目のみ宇宙戦略基金事業を含む）

2024 年度と比べ、件数が増加した一方で金額は減少した（525 件→554 件、632 億円→510 億円）。金額が減少した要因は、宇宙戦略基金事業以外の契約において 2025 年度に新規の大型契約が減少したため。

プロジェクトが増加傾向にあることも踏まえ、引き続き調達マネジメントプロセ

スの活用を推進し、民間の力を最大限に引き出す調達を実施していく必要がある。

③ 随意契約について

2024 年度と比べ、件数が減少した一方で金額は増加した。金額については前年度比 1.5 倍以上になっている。これは、2025 年度に新規の大型プロジェクト契約が複数あったため。(100 億以上の契約については、2024 年度が 2 件に対して 2025 年度は 6 件)。

表 1：2025 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	2024 年度		2025 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(37.4%) 1432	(28.3%) 635	(34.5%) 1,050	(19.9%) 510	(△26.7%) △382	(△19.7%) △125
企画競争 ・公募	(13.7%) 525	(28.2%) 632	(18.2%) 554	(19.9%) 510	(5.5%) 29	(△19.3%) △122
競争性のある 契約 (小計)	(51.1%) 1,957	(56.5%) 1,267	(52.7%) 1,604	(39.7%) 1,020	(△18.0%) △353	(△19.5%) △247
競争性のない 随意契約	(48.9%) 1,870	(43.5%) 974	(47.3%) 1,441	(60.3%) 1,549	(△22.9%) △429	(59.0%) 575
合 計	(100.0%) 3,827	(100.0%) 2,241	(100.0%) 3,045	(100.0%) 2,569	(△20.4%) △782	(14.6%) 328

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、2025 年度の対 2024 年度伸率である。

(2) 応札・応募状況に関する分析

機構における 2025 年度の競争性のある契約は、表 2 のとおり、契約件数 1,604 件、契約金額 1,020 億円である。このうち、2 者以上の応札・応募があった契約は 530 件 (33.0%)、325 億円 (31.9%)、1 者以下の応札・応募があった契約は 1,074 件 (67.0%)、695 億円 (68.1%) となっている。

一者応札・応募は、件数、金額共に減少した。件数が減少したのは 2 項(1)一社応札・応募に対する取り組みが総合的に奏功したものと思われる。今後も引き続き状況を注視していく。

表 2：2025 年度の機構の一次応札・応募状況

(単位：億円)

		2024 年度		2025 年度		比較増△減	
二者以上	件数	614	(31.4%)	530	(33.0%)	△84	(△13.7%)
	金額	459	(36.2%)	325	(31.9%)	△134	(△29.2%)
一者以下	件数	1,343	(68.6%)	1,074	(67.0%)	△269	(△20.0%)
	金額	808	(63.8%)	695	(68.1%)	△113	(△14.0%)
合 計	件数	1,957	(100%)	1,604	(100.0%)	△353	(△18.0%)
	金額	1,267	(100%)	1,020	(100.0%)	△247	(△19.5%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、2025 年度の対 2024 年度伸率である。

(3) その他の具体的な取り組み

2025 年度の取り組みとして、宇宙航空分野の産業基盤の維持・強化等の新たな政策的要求の発生や経済情勢の急激な状況変化を踏まえ、調達制度の見直しを継続した。具体的には、国の少額随意契約基準額の引き上げを受け、関係する各種基準額の適切な改定を行うとともに、物価高騰の影響を著しく受ける契約について、契約金額の見直しに関する取組方針を策定した。また、防衛産業の取組を参考に 2024 年度から一部契約に適用しているコスト変動調整率について、対象範囲を拡大し、すべての契約へ適用する用途を立てた。さらに、近年の事業環境の急速な変化に対応するため、経費率の算定方法についても見直しを実施した。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記 1.の分析も踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 一次応札・応募に関する取組

宇宙航空分野の研究開発においては、その特有かつ高度な技術要求等により、対応できる業者が限られる場合が多いため、一次応札・応募となりやすい傾向があるが、引き続き入札情報の告知の充実や、情報提供要請（RFI）の促進等、技術提案方式（RFP）による各企業による競争の促進、競争入札と随意契約の適切な選択といったこれまでの改善策を継続的に実施する。

【評価指標：複数者による価格競争を促進するための取り組みを進めたか】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組

一括調達・共同調達の促進、同種の契約手続きの集約による業務・経費の効率化や、サービス調達による民間ノウハウの効果的な活用等、合理的な調達に向けた多様な調達方法について検討を進める。PPP/PFI 事業は当面は想定されていないが、必要に応じて導入可能性について検討に着手する。

【評価指標：合理的な調達に向けた多様な調達方法（PPP/PFI 事業含む）について検討を進めたか。】

(3) 調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着

これまでに行った競争プロセス改善を引き続きフォローアップする等により競争の活性化や企業からの質の高い提案を促す。

【評価指標：調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着を進めたか。】

(4) 新規参入企業の獲得に向けた取組

ベンチャー企業等の新規参入企業を含む民間の活用促進を行うとともに、我が国宇宙航空産業の国際競争力の強化につながる効果的な調達を行うため、機構の調達に関する普及活動を実施するほか、ベンチャー企業を含む企業の参入機会のさらなる拡大を図るべく、競争参加資格の拡大を継続するとともに、民間との対話等を通じ、柔軟な契約形態の導入等の検討を進める。

【評価指標：新規参入企業の獲得に向けた取り組みを進めたか。】

(5) 産業基盤維持・強化に向けた調達制度の見直し

2025 年度に引き続き、宇宙航空業界を取り巻く環境や経済情勢が大きく変化している状況を踏まえ、調達制度の見直しを継続する。また、低入札価格調査制度の適切な運用、物価変動を反映した予定価格の算定等、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮及び価格転嫁・取引適正化に関する取り組みを着実に実施する。

【評価指標：産業基盤維持・強化に向けた調達制度の見直し検討を進めたか。また、官公需法に基づく取り組みを着実に実施したか。】

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

機構における調達は、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、その上で随意契約とせざるを得ない場合には、随意契約基準に基づく適切な判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委

員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後に報告を行うこととする。さらに、外部有識者で構成する契約監視委員会においても事後点検を行う。

契約審査委員会において、限られたリソースの中で審査の質が向上するよう、審査の定型化・効率化を含む見直しを進める。

【評価指標：規程どおりに運用すること。】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- ① 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見を共有化するための研修を行う。
- ② 少額随意契約基準を超えない随意契約案件は、伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。
- ③ 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後の確認を行う。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達業務を担当する理事を総括責任者とし、調達部として調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、当計画の策定及び自己評価の際の点検を受け、その中で、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事

後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上